瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画の変更について

1 瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画変更のポイント

瀬戸内海環境保全特別措置法第4条第1項の規定により定めるものであり、国が「豊かな瀬戸内海」を目指し、平成27年2月に瀬戸内海環境保全基本計画の変更を閣議決定したことなどを受けて、瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画を8年ぶりに変更するものである。



沿岸域の環境の保全、再生及び創出

水質の保全及び管理

自然景観及び文化的景観の保全

水産資源の持続的な利用の確保

○ これまでの計画において期間を設けておらず進捗管理の規定が無かったため、計画の期間を概ね10年とし、施策の進捗状況について概ね5年ごとに点検を行うことを明確化

2 これまでの経緯と今後のスケジュール

瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画(以下「県計画」という。)の変更については、 平成28年3月に素案を公表し、パブリック・コメントを行うとともに、関係者等からも意 見を聴き、これらを踏まえて別添のとおり県計画(案)を取りまとめた。

平成27年 11月 関係者からの意見聴取、協議会の開催

平成28年 1月 骨子の作成

2月 県環境審議会へ諮問、素案の作成

3月 パブリック・コメントの実施、協議会の開催

7月 県環境審議会から答申

8月 国との協議

10月 変更計画の決定

3 パブリック・コメント期間中に意見を聴いた関係者等

播磨灘·備讚瀬戸環境保全岡山県協議会構成団体、岡山県環境審議会水質部会、沿岸 漁業協同組合、国機関、市町村

播磨灘·備讚 瀬戸環境保 全岡山県協 議会

播磨灘•備讃│岡山県漁業協同組合連合会、市立玉野海洋博物館、

岡山県商工会議所連合会、公益財団法人岡山県環境保全事業団、 公益財団法人岡山県郷土文化財団、生活協同組合岡山コープ、 岡山大学理学部附属牛窓臨海実験所、岡山県環境保健センター、 岡山県農林水産総合センター水産研究所、

環境省中国四国地方環境事務所、沿岸市

国機関	国土交通省中国地方整備局宇野港湾事務所、同水島出張所、
	同岡山河川事務所
	玉野海上保安部、水島海上保安部

4 寄せられた意見

(1)件数

16団体・人から115件の意見が寄せられた。(パブリック・コメントは1件)

項目	件数
全体構成	3
現状と課題	17
沿岸域の環境の保全、再生及び創出	8
水質の保全及び管理	11
自然景観及び文化的景観の保全	6
水産資源の持続的な利用の確保	1
計画の点検	4
その他 (表現の修正等)	65
合 計	115

(2) 主な意見の内容

項目	意見の概要	県の考え方
全体構成	「基本的な施策」の項にも現状が 記載されているので、整理すべき。	「基本的な施策」の項に記載していた内容の一部を「現状と課題」の項に移動するなど、構成を一部変更します。
現状と課題	海域の基本的な特徴について、背景地、産業構造、主要港湾、文化、レクリエーション等の現状も記載すべき。	「現状と課題」の項に水産業の状況だけでなく、河川、産業、海運、文化、レクリエーション等の状況についても記述を追加します。
	新たに形成され、注目を集めている「瀬戸大橋」、「コンビナート景観」 などについても記載すべき。	新たに形成された景観についても 瀬戸内海の景観の一部であることか ら、記述を追加します。
沿岸域の環 境の保全、 再生及び創 出	河川・森林等は、沿岸域の環境・水 質・生態系と密接に関係しているた め、三大河川を有する本県において は河川流域や森林関係者等との連携 を重要視する記述が必要である。	瀬戸内海の環境保全には上流の関係者との連携が重要であり、海ごみ対策や植林活動等による関係者間の連携の強化に努めることとしております。

水質の保全及び管理	下水道は公共用水域の適正な栄養 塩管理にも重要な役割を担ってお り、従来の施策である高度処理の採 用等の他に、調整運転法の検討など についても取り組むべき。	湾・灘等ごとの実情に応じた課題に対応するため、栄養塩量に関する調査研究や、下水処理場の管理運転に関する先行事例等の知見を収集し、影響等を十分検討した上で順応的な取組を推進することとしております。
自然景観及 び文化的景 観の保全	河川等に堆積したごみは、大雨で下流へ流れてくるため、処理・処分に苦慮することがある。通常から河川等のごみを除去しておくための取組、処理・処分に係る連携を図る協議会等の設置が必要である。	県及び市町村で構成する「岡山県海ごみ対策県市町村連絡調整会議」を平成19年に設置しており、内陸市町村を含めた連携を図るとともに、平成28年3月に策定した「岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画」に基づき効果的な対策に取り組むこととしております。
水産資源の 持続的な利 用の確保	水産資源を確保するため、アユ、ウナギ等の海と川を行き来する生物の 移動を向上させるべき。	海と河川を行き来する魚類等の成 育や繁殖環境を保全するため、生物 の移動に配慮し、水域の連続性の確 保に努めることとし、記述を追加し ます。

瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画の変更(案)の概要

第1 序 説

1 計画の趣旨

瀬戸内海を美しい景勝の地として、また、水産資源の宝庫として、その恵沢を後代に 継承すべく、それにふさわしい環境の確保、維持及び回復を目指して、瀬戸内海の環境 保全に関する施策を推進するための総合的な計画として策定する。

2 計画の期間

計画の期間を概ね10年とし、概ね5年ごとに点検を行い、必要に応じて見直しを行 うものとする。

3 現状と課題

岡山県の海域は、面積は比較的狭いが、島しょ部、浅海域、河口部等の多様な地形と静穏域、瀬戸、汽水域等の様々な環境を有し、水産業、工業、海上交通、観光等の基盤であるとともに、島々が形成する多島美、人と自然が形成する人文的景観、自然景観と一体となっている史跡などがある。しかし、その一方で、藻場・干潟の減少等が問題となっている。

水質については、平成 27 年度の環境基準の達成率は、化学的酸素要求量が 30%、全窒素が 100%、全燐が 87.5%である。

水産業については、播磨灘ではカキ養殖業やノリ養殖業、備讃瀬戸では漁船漁業のほか、一部でノリ、カキの養殖業が営まれているが、近年はノリの色落ちや漁業生産量の低迷等が問題となっている。

第2 計画の目標

藻場・干潟の減少や漁業生産量の低迷等の課題に対応し、美しい景観・憩い・多様な生物の生息の場、漁業生産、物流・人流等の多面的価値・機能が発揮された「豊かな瀬戸内海」の実現を目標とする。

1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する目標

水質浄化、物質循環及び水生生物の生育の場として重要な藻場・干潟、人と自然のふれあいの場や瀬戸内海の景観の一部として重要な自然海岸、魚介類の生息場である海底の環境等沿岸域の環境が良好に保たれていること。

2 水質の保全及び管理に関する目標

水質汚濁等を防止するための対策が計画的に講ぜられ、水質環境基準の達成に努める とともに、湾・灘等ごとや季節ごとにおける漁業等の地域の実情に応じた水質管理に関 する検討や順応的な取組が進められていること。

3 自然景観及び文化的景観の保全に関する目標

瀬戸内海の優れた自然景観やこれと一体をなしている文化財等が保全されているとと もに、地域の自然や文化を活かしたエコツーリズム等が推進されていること。

4 水産資源の持続的な利用の確保に関する目標

生物多様性・生物生産性の観点から環境との調和に配慮しつつ、水産動植物の増殖の 推進を図り、水産資源の適切な保存と管理の推進に努めること。

第3 目標達成のための基本的な施策

自然環境の保全、水質の保全に関する規制等これまでの保全型施策の充実に加え、沿岸域 における良好な環境の再生・創出、生物多様性・生物生産性の確保の観点からの水質の管理、 底質環境の改善等を基本的な考え方として施策を実施するものとする。

また、施策の実施等に当たっては、漁業や海域環境の特性、地域の実情に応じて行うもの とし、必要に応じ里海づくりの手法の導入と適切な管理に努めるものとする。

1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出

- ○藻場・干潟・砂浜・塩生湿地等の保全 ○自然海岸の保全
- ○悪化した底質の改善、窪地対策の推進 ○防潮、養浜等による海岸の管理
- ○河川・湖沼関係者との連携
- ○海砂利の採取の抑制
- ○埋立て及び沿岸域の整備に当たっての環境保全に対する配慮

2 水質の保全及び管理

- ○水質総量削減制度等の実施及び水質の管理
- ○下水道等の整備の促進
- ○水質及び底質環境の改善
- ○有害化学物質等の低減のための対策 ○油等による汚染の防止

○海水浴場等の保全

○森林の適正な管理

3 自然景観及び文化的景観の保全

- ○自然公園、緑地等の保全及び史跡、名勝、天然記念物等の保全
- ○漂流・漂着・海底ごみ対策の推進
- ○漁港、畑、町並み等の文化的景観の保全 ○エコツーリズム等の推進

4 水産資源の持続的な利用の確保

- ○環境との調和に配慮した水産動植物の増殖の推進
- ○資源管理型漁業の取組の推進

|5 廃棄物の処理施設の整備及び最終処分場の確保

- ○廃棄物の3R(発生抑制、再使用、再生利用)の促進
- ○処理施設の整備 ○最終処分場の確保

- 6 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復
- ○藻場及び干潟の保全、森林等の適切な管理による自然浄化能力の維持・回復

7 島しょ部の環境の保全

○島しょ部における環境保全の推進

8 基盤的な施策

- ○水質等の監視測定
- ○環境保全に関するモニタリング、調査研究及び技術の開発等
- ○関係機関等との連携の強化 ○国内外の閉鎖性海域との連携
- ○情報提供・広報の充実、普及啓発及び住民参加の推進
- ○環境教育・環境学習の推進

9 施策実施上必要な事項

○施策についての財源確保と積極的な推進

第4 計画の点検

1 施策の実施状況及びその効果の把握

瀬戸内海の環境保全を推進するため、本計画で定められた施策の実施状況及び環境の 改善状況について、次の指標を用いて把握することにより計画の進捗に係る点検を行い、 施策の効果的な実施を図るものとする。

2 状況を把握するための主な指標

- (1) 主に沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する指標
 - ○藻場・干潟の面積
 - ○里海の取組箇所数
 - ○底質改善取組箇所数等
- (2) 主に水質の保全及び管理に関する指標
 - ○水質汚濁に係る環境基準達成状況
 - ○汚水処理人口普及率
 - ○海水浴場の水質判定基準の達成状況等
- (3) 主に自然景観及び文化的景観の保全に関する指標
 - ○国立公園利用者数
 - ○保安林指定面積
 - ○史跡、名勝、天然記念物等の国・自治体指定件数等
- (4) 主に水産資源の持続的な利用の確保に関する指標
 - ○漁業生産量
 - ○海域のクロロフィルa、栄養塩
 - ○漁場環境等整備事業実施箇所数等

3 指標の現状値

各指標について、現時点の数値、取組内容等を記載

瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画の変更(素案)に対する意見

		分類	発言者	意見の対象	意見の内容(概要)	計画 (素案) の該当部分	計画(素案)の内容
 編金 第3 「現状と課題」部分が大部分を占め、かえって地策との関連がわかりにくくなっている。「現状 と課題」におりたとのを記述して、施策の書き申しには、その重要性や、課題部分を簡潔 全体 に要約したものを記述して、施策の書き申しには、その重要性や、課題部分を簡潔 全体 に要約したものを記述して、施策の単位のとはないが、 編金 第302の(2) 関する記述を行うべき。 佐藤により海域区分は異なり、債譲順可は、小豆島の東側部分場合もある。 佐藤により海域区分は異なり、債譲順可は、小豆島の東側部分場合もある。 株 業会 第104の(1) 本、最本域の特性(干満差が大きく、潮流があること。また、潮止まりや、転流があること等) 第103の(1) は、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	全 及 強	華	艦	 存		103	意見を踏まえて修正
協議 会 第3の2の(2) 関する記述を行うべき。	存 を	構	鐖		施策との関連がわかりにくくなっている。「現状の書き出しには、その重要性や、課題部分を簡潔べきではないか。	*	意見を踏まえて修正
協議会 第104の(1) ⇒ 岡山県の路域区分は異なり、備讃瀬戸は、小豆島の東側部分の場合もある。 は・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	全 成	韓	瓣		「(2) 下水道等の整備の促進」の総論としてクリーンライフ100に	\$3 \O 2 \O (2)	意見を踏まえて修正
 協議会第104の(1) を、最大の干満剤に差、最大時の剤流速度、最大深度等の具体的なデーターを示して説明した方が 第103の(1) はいのでは。 協議会第104の(1) 本質かと表の干満剤に差、最大時の剤流速度、最大深度等の具体的なデーターを示して説明した方が 第103の(1) は	現状。課題	الله الله الله الله الله الله الله الله	繼	第1の4の(1)	法律により海域区分は異なり、備讃瀬戸は、小豆島の東側部分の場合もある。 ⇒岡山県の海域は、瀬戸内海の中央部に位置し、瀬戸内海環境保全特別法の定義では、東負は・・・・	(1) (1)	意見を踏まえて修正
 協議会第1004の(1) 本質のところで関連づけて記載した方が良いのでは。 協議会全体 でいる現況部分とがあり、整理が必要。 (現状と課題」で記述すべきことと、P10以降の「目標達成のための基本的な施策」で記述し第1033 (1) できるだけ、「現状と課題」で記述すべきことと、P10以降の「目標達成のための基本的な施策」で記述し、第1033 (2) できるだけ、「現状と課題」で、現況の評価と課題の抽出は行うべきと考える。 (現地課題	<u>المار</u> المار المار	繼		本県海域の特性(干満差が大きく、潮流があること。また、潮止まりや、転流があること等) を、最大の干満潮位差、最大時の潮流速度、最大深度等の具体的なデーターを示して説明した方が負 良いのでは。	§1 Ø3 Ø (1)	意見を踏まえて修正
協議会 全体 ている現紀部分とがあり、整理が必要。 できるだけ、「現状と課題」で記述すべきことと、P10以降の「目標達成のための基本的な施策」で記述し (第1033 できるだけ、「現状と課題」で、現況の評価と課題の抽出は行うべきと考える。	開網	المار المار المار المار	繼		底質の悪化はここより	§1 Ø3 Ø (1)	意見を踏まえて修正
協議会第104の(1) 地帯であることを明記した方が良いのでは(その他の沿岸部のコンビナート工場立地にも触れのイカインがおいることを明記した方が良いのでは(その他の沿岸部のコンビナート工場立地にも触れのイカインを発出であることを明記した方が良いのでは(その他の沿岸部のコンビナート工場立地にも触れのイカインを分かった。) 瀬戸内海国立公園の指定自体が人文景観を考慮 (104の(3) 体となっている史跡、名勝、天然記念物等や港、町並みなどが形成する文化的景観を、ともに適切 (4) に保全していく必要がある。 (「景観計画」でも位置づけられている。) カベき。(「景観計画」でも位置づけられている。) 第たに形成されており、注目を集めている「瀬戸大橋」等や「コンビナート景観」について記述第103の(4) すべき。(「景観計画」でも位置づけられている。)	現開課題	الله الله الله الله الله الله الله الله	羰	全体	「降の「目標達成のための基本的な施策」で記述し 課題の抽出は行うべきと考える。	§1 <i>0</i> 3	意見を踏まえて修正
協議会第1の4の(3) 権戸内海国立公園の指定自体が人文景観を考慮 「これらの優れた自然景観・・・」⇒「これらの優れた景観地域では、瀬戸内海の自然景観と、一 に保全していく必要がある。 協議会第1の4の(3) 新たに形成されており、注目を集めている。)	現場課題	-\)	繼		湾灘ごとで触れる部分と総合的な記述との再整理を検討されたい。 なお、過去の埋め立て面積の推移や評価を水島コンビナートは大阪湾を除き瀬戸内海最大の工業 { 地帯であることを明記した方が良いのでは(その他の沿岸部のコンビナート工場立地にも触れ る?)	D3O (7)	意見を踏まえて、水島コンビナートについて記述 2修正。 埋立て面積の推移は指標として掲載
協議会第1の4の(3) 新たに形成されており、注目を集めている「瀬戸大橋」等や「コンビナート景観」について記述 第1の3の(4) 第1の3の(4)	開開開	الله الله الله الله الله الله الله الله	繼	: 第1の4の(3)	瀬戸内海国立公園の指定自体が人文景観を考慮 「これらの優れた自然景観・・・」⇒「これらの優れた景観地域では、瀬戸内海の自然景観と、一。 体となっている史跡、名勝、天然記念物等や港、町並みなどが形成する文化的景観を、ともに適切 に保全していく必要がある。	§1 Ø3 Ø (4)	意見を踏まえて修正
	現状と 課題	2	繼			(4) (4)	意見を踏まえて修正

) 第1の3の(5) 記載。	#	第1の3の(7) 意見を踏まえて修正	 第1の3の(7) 場について記述を追加する。 	第1の3の(7)	第1の3の(7) 大河川を有する岡山県の特徴的な環境であること から、独立した項に記述している。	第1の3の 意見を踏まえて、エコツーリズム、体験施設など (4)、(7) の記述を追加	b 第1の3の(3) 意見を踏まえて現状と課題に記述を追加	第403の指 指定理由等を指揮の表に追加
ゴミの問題は景観以外の環境影響があるため、項起こしをした方が良いのでは。 (施策でも取り上げている)	国の湾灘関係資料に準じて、漁業以外の産業についての記述を起こし、沿岸都市部の工場出荷額、発電所の稼働状況、主要港湾・航路の状況を記述すべき(総論と湾灘での記述の書き分けも要検討) 検討) 施策の「エコツーリズム等」に関連して沿岸部や島嶼部の主要観光地の観光客の動向、特筆すべきこととして「瀬戸内国際芸術祭」にも項を起こして触れるべきではないか。	県境をいれた地図がないとわかりにくい。(少なくとも一般県民に) 児島湾と書き分けすること。(「児島湾周辺」はわかりにくい⇒「1級河川である・・・⇒本県 の3大河川のうち、吉井川、旭川が児島湾を通じて流入し」等) 記述の仕方を再検討、海域の基本的な特徴(自然環境を含む)、背景地の状況(流入主要河川及 がその諸元、その流域の土地利用や産業構造、人工島の特性等)、漁業の状況、主要港湾、主要航路、文化・レクリエーションの状況を概ねこの順番で、概論部分の記述より掘り下げて書き込むべきと考える。 国の湾灘関係資料を参考に載せ忘れの無いように配慮すべき(記述項目も検討して下さい)	地図、構成等、播磨攤に同じ。 瀬戸内海最大のアマモ場「味野湾のアマモ場」はここで記載しておくべき。 エコツーリズムの観点から、「自然との共生戦略」にある沿岸部の主要観光地(海水浴場等を含む)とともに記述しておくべき	それぞれの湾の特徴を書き分ける。 (埋め立て干拓等成立の過程も書き込む) 例えば、片上湾=大きな流入河川がない等を含めて・・・2つの灘に順じた記載が望ましい。 ちなみに、児島湾の高島は「瀬戸内海国立公園特別地域」です。 「笠岡湾はカブトガニ生息地として」⇒「笠岡湾のカブトガニ繁殖地は天然記念物」として	項立てするより、灘もしくは湾のところで記述整理が良いのでは。 例えば高梁川河口や児島湾内の干潟(水門湾の干潟等)に関して特筆して記述する。	P9-3 (5)で目標としているエコツーリズムに関する現況課題分析がP2からはじまる「現状と課題」の中で取り上げられていない。 主要な観光地、文化イベント、海水浴や潮干狩りの場、水族館や国立公園のビジターセンター、 「自然との共生戦略」に記載されている体験研修施設等をまとめて記載すべき。 その際、全体像と湾灘の特徴として記載すべき項目は整理していただきたい。(この整理は他項目でも重要)	これ以前にガラモ場に関する記述がない。「現状と課題」部分できちんと評価しておく必要がある。	「現状と課題」部分で既指定の8地区については、指定理由や概要等を含め記述しておくべき。 既指定区域の継続運用だけで無く、瀬戸内海最大のアマモ場や本県最大の干潟の保全に向けた?
第1の4の(3)	第1の4の(3)	第1の4の((第1の4の(5)	第1の4の(5)	第1の4の(5)	第1の4の(5)	第3の1の(1)	第3の1の(2)
協議会	超 纜 似	胡 뻃 小	超 韉 公	超 韉 公	協議会	超 纜 公	協議会	協議会
現状と開題	現状と	現状と	現状と	現状と	現状と課題	現状と	現状と課題	現状と
11	12	13	14	15	16	17	18	19

議告域の (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	なお、これ以下の図表は、現状と課題部分において検討評価すべき。 併せて、他の海域に比して、岡山県の陸水(3大河川等)の影響を受けていることを示すデータ を掲載できないか。	第1の3の(2)	意見を踏まえて修正
(7) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	「最小限の採取量並びに影響を・・・」は「必要最小限の量に留めるとともに海域環境や水産資 源に与える影響が少ない位置・・・・・」とする。	第3の1の(5)	意見を踏まえて修正
(7) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (8) (7) (8) (9) (9) (9) (1) (1) (1) (1) (2) (3) (4) (4) (5) (7)	航路後渫に関する記述を行うべき。	第3の1	平成15年以降禁止された海砂利採取についての記述としている。
協議会第2の10 (3) (3) (3) (4) (4) (4) (5) (4) (5) (8) (4) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (8) (8) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	必要に応じて再生・創出のため・・・」⇒「・・・また、できるだけ再生・創出 ・適切ではないか。 こ」とする場合、必要性に関する科学的判断はどのように担保するのか。	第2の1の(1)	基本計画との整合性をはかるため修正しない。
福地域の保 金、再生 及び創出 及び創出 及び創出 及び創出 及び創出 及び創出 及び創出 及び創出	(じ、その悪影響を・・・」⇒「・・・できるだけその悪影響を・・・」が適切とする場合、必要性に関する科学的判断はどのように担保するのか。	第2の1の(3)	基本計画との整合性をはかるため修正しない。
常達域の保 金、再生 及び創出 及び創出 おき域の 報覧の保 職 会 第3の1の (7) (7) (7)	「・・・環境への配慮についても検討するよう努めるものとする。」⇒「・・・環境への配慮に ついても検討するものとする。」	第3の1の(7)	基本計画との整合性をはかるため修正しない。
沿岸域の 環境の保 金、再生 及び創出	「・・・環境との調和に配慮するよう努めるものとする。」⇒「・・・環境との調和にできるだ け配慮するものとする。」	第3の1の(7)	基本計画との整合性をはかるため修正しない。
	航路後渫について、記述すべきでは?	第3の1の (5)	平成15年以降禁止された海砂利採取についての記述としている。
お字域の 高梁川河口部 高梁川河口部 28 歳銭の(4) でけがある大金、再生 数 会 第2の1の(4) 的な航路後渫が及び創出 ではないか。 (ではないか。 (高梁川河口部周辺に位置する水島港は国際戦略港湾に指定されており、国の重要港湾としての位置づけがある大型船舶が多数来港する重要な港湾であるが、河口部周辺に位置することから、定期。的な航路浚渫が必要となっている。この航路浚渫の位置づけについて計画上明らかにしておくべき ではないか。 (河川閉塞対策ではないと思うが)	第2の1の(4)	平成15年以降禁止された海砂利採取についての記述としている。
29 保全及 協議会 第3の2の(1) に記載した方が で管理	赤潮の発生について、「一時期に比べて減少」と記されているが、赤潮が発生した年代を具体的 に記載した方が比較している時期がわかり、具体的になるのではないか。(例)「昭和○○年を) ピークに年々減少」	第3の2の (1) のカ	意見を踏まえて修正
水質の R全及 TV管理 第 会 のイ のイ 第3の2の(1) いる旨と、今後	事前協議、水島臨海工業地帯での汚濁負荷量の配分などの上乗せの規制を実施して も実施していく旨を記載する。	第3の2の(1) のイ	排水規制等に含まれるものとして修正しない。
水質の 31 保全及 協 議 会 第3の2の(1) 倉敷市においても、 び管理	公害防止資金貸付制度により、融資や利子補給による助成を行っています。	第3の2の(1) のイ	環境保全資金などの融資制度等に含まれるものと して修正しない。

湾・羅等ごとの実情に応じた課題に対応するため、栄養塩量に関する調査研究や、下水処理場の管理運転に関する先行事例等の知見を収集し、影響等を十分検討した上で順応的な取組を推進することとしている。	「規制とのバランス」の考慮は、影響と実行可能 性の検討に含まれるため、修正しない。	意見を踏まえて修正	県及び市町村で構成する「岡山県海ごみ対策市町村連絡調整会議」を平成19年に設置しており、内陸市町村を含めた連携を図るとともに、平成28年3月に策定した「岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画」に基づき効果的な対策に取り組むこととしている。	H4、H9の変更時は記載が無かったが、H14の変更時に治山課の意見で記載した。 「森林が有する公益的機能の補足説明」のため新規に項目立てした。施策は(4)その他の措置に記載。 報。 (記載の趣旨) この内容は、平成13年11月1日に日本学術会議において「地球環境・人間生活に係る農業ないで「地球環境・人間生活に係る農業の落林の多面的な機能の評価について」として答申されている中などにも記載されているものである。	水質測定計画の資料を毎年ホームページ等で公表 しており、参照されたい。	意見を踏まえて修正	「計画的な立入・測定」制度の運用に含まれてい るため修正しない。	沿岸域の環境保全に河川との連携が欠かせないことを強調するため、この部分に記載する。 権ごみについて、施策の部分に記述を追加。	意見を踏まえて修正
第3の2の(1) のキ	第3の2の(1) のキ	第3の2の(1) のキ	第3の1の (8)	第2の2の (7)	第1の3の(2)	第1の1	第3の8の(1)	第3の1の(8) 第1の3の(5)	第3の3の(2)
下水道は公共水域の適性な栄養塩管理についても重要な役割を担っており、従来の延長線上の高度処理の採用のほかに、高度処理の調整運転法の検討などについて取り組むべきではないでしょうか。兵庫県や四国側で試行などが行われており、岡山県においても避けられなくなるのではないでしょうか。	水質の管理については、規制とのバランスを考慮しながら行う必要がある旨を記載する。	「・・・順応的な取組みの推進に努めるものとする。」⇒「・・・順応的な取組みを推進するものとする。」	河川・森林から流入する水・養分等は、沿岸域の環境・水質・生態系と密接に関係しているため、旭川・吉井川・高梁川の3大河川を有する当県においては、河川流域や森林関係者等との連携を 第3の1の(8)重要視する具体的な記述が必要と思われる。	「森林は・・・」、この文章の最も重要な論点が、魚付き保安林をイメージした栄養塩の供給にあるのであれば、それを明確にした上で「4 水産資源の特続的・・」に移すべきでは?なお、国の計画には無いようなので、協議会の場で申し上げたよう、県計画で取り上げた趣旨を教えていただきたい。	第3の2の(1) 水質調査地点を地図上に入れた資料を追加すべき	瀬戸内海の環境保全には、沿岸域だけではなく、その背後地となる河川流域の内陸部も大きな役割を持っていることに鑑み、ここ広域連携の項には、内陸部との連携についても書き込むべき。	発生源については、計画的に立入・測定を行っていることから、その旨を記載する。	河川流域・湖沼関係者との連携は、広域連携に係る記述であることから、「8基盤的施策」P31,(3)の中で記述すべき。 なお、海ゴミの問題などはもう少し踏み込んだ記述をすべきではないか。	現況部分は、「現況と課題」で記述すべきものではあるが、植生に関する記述について、疑義がある。海岸部の「アカマツ、クロマツ」も多くは松食い虫の関係で消失しているし、本来の自然植 第3の3の(2)生の構成種についても検討が必要。「自然との共生戦略」との記述の整合を図るべき。
第3の2の(2) ,	第3の2の(1) のキ	第3の2の (1)のキ	河川森林との連携	第2の2の(7)	第3の2の(1)	第3の8の(3)	第3の8の(1)	第3の1の(8)	第3の3の(2)
水質部会	協議会	協議会	超 뻃 小	胡 鰀 公	市町村	協議会	協議会	胡 뻃 公	超 緩 小
水 保全の び管理	水質の 保全及 び管理	水質の 保全及 び管理	水 保全の び管理	水質の 保全及 び管理	水質の 保全及 び管理	水質の 保全及 び管理	水質の 保全及 び管理	自 の保全及 び文化的 景観の保 全	自然景観 の保全及 び文化的 景観の保 全
32	33 (1)	34 (4)	35 (1)	2 4 98	2 28	38	39 68	60 64 64 64 64 64 64 64 64 64 64 64 64 64	41 24 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44

意見のとおり修正 また、(2) に関連性を記載している。) 意見のとおり修正	県及び市町村で構成する「岡山県海ごみ対策市町村連絡調整会議」を平成19年に設置しており、内陸市町村を含めた連携を図るとともに、平成28年3月)に策定した「岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画」に基づき効果的な対策に取り組むこととしている。) 意見を踏まえて修正	海と河川を行き来する魚類等の成育や繁殖環境を 保全するため、生物の移動に配慮し、水域の連続性 の確保に努めることとしている。	各施策に係る指標等を用いて取組の状況を把握 し、計画の点検を行うこととしている。	関係市からの回答があった行事を記載している。	定期的に実施されている調査が無いので、指標は 設定しないが、環境省などの調査に協力するなどし て実施することとする。	各施策に係る指標等を用いて取組の状況を把握 し、計画の点検を行うこととしている。) 平成28年4月の重要湿地見直しの公表に伴い「錦 海塩田跡地」に修正
第3の3の(2)	第3の3の(5)	第3の3の (4)	第3の3の(4)	第3の4	第4	第4の3の指 標29		第4	第3の1の(1)	第1の3の(3) のア他
一般的には「林地の確保」ではなく、「森林の保全」ではないか。 なお、景観法に基づく規制(指標にも景観団体が取り上げられているが) この計画の目的である「瀬戸内海特有の自然景観及び文化的景観の保全」のうち、この項目の対象 である「森林の保全」とどうリンクするのか明らかにした上で、記述すべき。	水族館や国立公園ビジターセンター、自然体験施設の活用等も記述すべき。	現在、県内の海域には、吉井川、旭川及び高梁川といった大河川が流入しており、ダムからの計画的な放流は必要である。 しかし、台風等の災害時には突発的に増水した水と一緒に漂流・漂着ごみも一気に下流に流れてくる。市では、そういったごみの処理・処分には大変苦慮することが予想される。そのような災害時に備えて、普段から放流する河川や河川敷をキレイに保つことと、流入してきたごみの処理・処分の適正化が重要であると考える。 そこで、市としては2点を要望する。 そこで、市としては2点を要望する。 ひとつは、放流する河川や河川敷をキレイに保つ対策として、定期的な清掃活動の実施や、河川にごみを捨てないような啓発看板の設置といった啓発活動の実施が必要である。 もうひとつは、流入してきたごみの処理、処分の適正化について、関係する自治体、管理者と話をする場が必要と考え、協議会の設置が必要である。	「漂流・漂着・海底ごみ」の対策については,「岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画」が平成28年3月31日に策定され,その中で適正な処理を推進することとされているため,その考え方に基づいた記述にするのが望ましい。	鮎、ウナギ等の川と海を行き来する水産資源の確保も視野に入れてもよいのでは? 具体的な対策としては、潮止めせきの魚道の整備管理を行い上記の生物の移動を向上させる。 結果として海域の生物多様性の確保のみならず、生物量が増えることによる物質循環の増加によ る浄化能力アップも期待できる。	備讃瀬戸を中心とする瀬戸内海を対象として、施策の実施状況と効果との関係の把握に努めるべきではないでしょうか。	どのような選定基準か不明ですが、「白石島の虫送り」や「牛窓の舟形だんじり巡行」も該当する のではないですか。	「主に沿岸域の環境の保全、再生、及び創出に関する目標」に「海岸生物の出現数・個体数」を加えてはどうか	指標の目標値は不要か	「塩性植物」 →「塩生植物」 「塩生湿地」 →「塩性湿地」	瀬戸内市 の 邑久の塩性湿地 「の」が続くので1つカット
第3の3の(2) のア	第3の3の(5)	第3の3の(4)	第3の3の (4)	第4	第4	第4の3の指 標28	第4の2	第4	第3の1の(1)	第1の4の(5) のア
協議会	協 議 公	超 編 小	協 議 会	パブリックロメント ト	水質部会	搬業	協議 決	協議会	水質部会	水質部会
自然景観 の保全及 び文化的 協 景観の保	自然景観 の保全及 び文化的 協 景観の保 全	の日 のの保 から の の の の の の の の の の の の の の の の の の	自 の保全及 び文化的 景観の保 全	水産資 源の持 続的な 利用の 確保	計画の 点検	計画の 点検	計画の 点検	計画の 点検	その他が	その他が
42 2 2 4 2 4 4 4 4 4 8 4 8 4 8 4 8 4 8 8 8 8	6 43 43 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44	44 一	64 45 5 45 45 45	46 多流	47 F	48	49	14 OS	51	25

その他 水質部	₹	水質部会 第3の2の(1)	CODの75%値で見ると、環境基準A類型海域で2.0mg/L~3.0mg/L、B類型海域で2.7mg/L~4.6mg/L・・・、環境基準達成率は、A類型0%、B類型0%・・・る。7.75%値として5.0mg/Lの値が、B類型では2.7mg/Lの値が得られているのに、なぜ達成率が0%であるのかが理解できません。記述に改善が必要ではないでしょうか。	第1の3の(2)	環境基準と達成の判断基準について、用語集に記載する。
水質部会 第1の		П	「回復することを目途として」とあるが「目途」はより平易な言葉にした方が良い。「目標」ではダメか?他の文ではすべて「目標」を使っている。	第1の1	基本計画との整合性をはかるため修正しない。
その他 水質部会 第1の	第10	第1の4の(5)	この段落は水産業の現状について述べているので、底質の悪化は次の「沿岸部の環境は」の段落 に移動したらどうか。また干潟アマモ場、アッケシソウ自生地は「沿岸部の環境」の段落に入れる のは不適ではないか。	第1の3の(7)	底質の悪化に関する記述を沿岸城の環境の部分に 移動する。
その他 水質部会 第2			「貴重な水産資源の宝庫であり」を「且つ貴重な水産資源の宝庫であり」とする。	第2	基本計画との整合性をはかるため修正しない。
水質部会 第2			「藤場・干潟等」となっているが「等」は何をイメージしているのか。また藤場・干潟は物質循環機能を備えているとあり、これらが減少していると言う現状は分かるが、その次にも「円滑な物質循環の確保等」とあるがこれは具体的にはどのようなものを言うのか。この段落は理解しにくい。	第2	意見を踏まえて修正
水質部会 第2			「生態系サービス」は最近の造語か?	第2	概念は以前から存在したが、2000年代初旬から国連によって劣化が問題提起されている。 用語集に記載する。
水質部会 第2			「物流」と「物質の供給路」の違いは? 「物流や人流・物質の供給路」は「物流・人流及び物質の供給路」の意味か?どちらが良い?	第2	基本計画との整合性をはかるため修正しない。
水質部会 第20		第2の1の(2)	「等」が多く、読みづらい	第2の1の(2)	基本計画との整合性をはかるため修正しない。
水質部会 第2		第2の2の(6)	「ふれあいの場等」の等の意味は?よく分からないし、読みづらい。	第2の2の (6)	等は、文中の「自然とのふれあいの場や地域住民 の憩いの場」の後半部分を意味しているため、削除 しない。
その他 水質部会 第2の (2)、		第2の3の (2)、(4)	「かんがみ」は「先例や規範に照らし合わせて考慮する」意味だが、ここでの使い方は不適では ないか。他にも数カ所見られる	第2の3の (2)、(4)	意見を踏まえて修正
その他 水質部会 第2の4		734	「推進に努めること」というあやふやな目標になっている。「適切な保存及び管理が実施されていること」とすべき。	第2の4	基本計画との整合性をはかるため修正しない。
その他 水質部会 第3			「発生負荷」とは何が?汚染原因物質或いはCOD負荷?汚濁量負荷?	第3	意見を踏まえて修正
水質部会 第3			「美しい自然と人の生活・生業や賑わいが調和した景観」、「賑わいが調和」が分かりにくい	第3	基本計画との整合性をはかるため修正しない。
水質部会 第3			「主体」とは「集団・組織・構成などの中心となるもの」を指すが「幅広い主体」という表現は適切か。	第3	基本計画との整合性をはかるため修正しない。
水質部会 第3			「順応的管理の考え方に基づく取組」と言うのが理解しにくい。イメージが共有できるか?	第3	用語集に記載する。
水質部会 第10のア	第10 のア	第1の3の(3) のア	「駑旦驚以火歩」は「駑」を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	第1の3の (3) のア	2006年に環境省が「快水浴場100選」として選定している。

の(3) 「年」を「年度」に修正	の(3) 海岸法と整合性をはかるため修正しない。	の(3) 意見を踏まえて修正	の(3) 意見のとおり修正	の(2) 基本計画との整合性をはかるため修正しない。	の(3) 意見を踏まえて修正	の(7) (音見のとおり修正	の(2) 意見を踏まえて修正	の(2) 用語集に記載する。	の(5) 意見のとおり修正	用語集に記載する。	の表2 ①、②については修正する。③については、基本の(2) 計画との整合性をはかるため修正しない。の(1)	の(7) 記述を「再生活動」に統一する。
第1の3の(3)	第3の1の(3)	第1の3の(3) のウ	第1の3の(3) のウ	第3の2の(2) のキ	第3の2の(3)	第3の2の (7)	第3の3の(2)	第3の3の (2) のエ	第3の8の(5)	第3	第4の2の表2 第1の3の(2) 第2の1の(1)	第1の3の(7)
アマモ場の記述では「平成元年度の自然環境保全基礎調査(環境省)」となっているがその下の 干潟のところでは「昭和53年・・」「平成元年・・」「平成7年・・」と記されているが統一の必要 あり。財政年と暦年が混在、両方とも自然環境保全基礎調査(環境省)。	「公衆の適正な利用」とは?意味不明	「下水道整備や普及啓発の結果」を「下水道整備や環境保全意識の普及啓発の結果」とする。	「未達成である。湖水は・・・」文と文とのつなぎが悪い。「未達成である。なお湖水 は・・・」としたらどうか。	「湾・灘等ごと」という言い方は不自然に感じる。「湾・灘等水域ごと」ではどうか。	計画案全文に見られるが「等」が多すぎる。たとえば1行に4個出ているところもある。 「カキ殼等を用いた底質環境の改善等を水質保全対策等と組み合わせる等、・・・」	「森林は、水質の浄化及び水源涵養機能や水面への陰影、養分の供給等によって水生生物の生息と繁殖を助ける役割等の多面的な機能を有していることから・・」表現の仕方が少し気になる。「森林は、水質の浄化及び水源涵養機能を有するとともに、水面への陰影、養分の供給等によって水生生物の生息と繁殖を促進する機能 <u>も</u> 有していることから・・・」ではどうか?	「瀬戸内海の沿岸地域及び島しょ部における草木の緑は、瀬戸内海の自然景観を構成する重要な要素である。」という文はp8 (2) にもある。全く同じ内容の文がよく見られる。	「各景観行政団体」という言葉はあるのか?「各景観を管理する行政団体」?	「環境保全思想の普及」とは最近の造語か?これを「思想」というのか?「意識」ではないか。 「意識の向上」	「里海」が出てくるが、この言葉は市民権を得たと言えるか。どのようなものか注釈が必要ではないか。その定義に白石島の海洋牧場や日生のアマモ場、貝殻敷設による底質改善が相当するのか検証すべき。	①指標2の渡り鳥飛来数の調査地点は玉島ではなくて真備で、内陸なので不適ではないか。また、数字の説明が必要ではないか。②図10の公共用水域の類型指定の状況 (COD) について、玉島港区はもっと北側ではないか。③第2の1の(1)について、「必要に応じて」を削除して積極的な記述にしてはどうか。	アマモ場の回復活動、再生活動と言葉が2種類あるので統一してはどうか。例にあげてもらっている備前市が漁協と連携して実施している活動については、「再生活動」の方になじみがある。
第3の1の(1)	水質部会 第3の1の(3)	水質部会 第3の1の(8)	第3の1の(8)	第3の2の(2) のキ	第3の2の(3)	水質部会 第3の2の(7)	第3の3の(2)	第3の3の(2) のエ	水質部会 第3の8の(5)	第4の2の表2	第4の2の表2 第3の2の(1) 第2の1の(1)	第1の4の(5)
水質部会	(質部会)	(質部会)	水質部会	水質部 会 9	水質部会	(質部会)	水質部会	水質部会	(質部会)	水質部会	辗	緩
その街 水	その他本	その街子	その他水	ル 多 子	その街子	その他を	その街子	その他本	その他本	みの音	その色額	その
69	70 %	71 %	72 %	73 %	74 %	75 %	2 92	77 %	78 %	79 %	80	81 %

るるも	超 纜 小	第1の1	計画の法的位置づけが明確で無い。1センテンスが長すぎ、内容が理解しがたい。例えば以下のように修正 この計画は、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年十月二日法律第百十号)第4条第1項 の規定に基づき、本具の瀬戸内海の区域において、瀬戸内海の環境の保全に関し定める府県計画と して定めるものである。 策定にあたっては、瀬戸内海環境保全特別措置法の基本理念や、その理念にのっとり、瀬戸内海 の環境の保全上有効な施策の実施を推進するため、瀬戸内海の沿岸域の環境の保全、再生及び創 出、水質の保全人のである。 との計画は、本県の保全に関する基本となるべき計画として国が策定した基本計画に基づいて検 討を行ったものである。 ま施すべき施策を明確にし、また、実施する施策を効果的なものとするため、点検すべき指標等を 定める総合的な計画である。 また、この計画を公表するため、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第1の1	意見を踏まえて修正
	協議	等1の4の(3)	写真のクレジットは「瀬戸内海今昔写真展資料集」等の方が良いのでは	第1の3の(4)	写真提供者の岡山県文化連盟の指示による記載の ため修正しない。
	被緩緩	第1の4の(5)	「自然景観としては」⇒「優れた景観地域としては」 「日生諸島の一部や玉野市金甲山の一部」⇒牛窓諸島等が落ちている	第1の3の(7)	意見を踏まえて修正
	路 議 公	美第3の1の(1)	干潟面積=共生戦略と合わせては?	第1の3の(3) ア	意見を踏まえて修正
	協議会	き 第4の2の表2	岡田大池は環境省の定点調査地点だとすれば、旧真備町部分の内陸部で不適では?岡山県ガンカモ調査地点で沿岸部のものを選定した方が良い。	第4の2の表2 第4の3の指 標2	意見のとおり修正
	協議会	第3の1の(3)	瀬戸内海の環境保全と関連のある記述となっていない。国の計画にはない項目と思うが、項立てするのであれば、少なくとも本計画の趣旨に合致した部分を挙げて記述すべき。	第3の1の(3)	意見を踏まえて、海岸の適正な管理は瀬戸内海の 人が利用する豊かな海に必須である旨を記述。
	協議会	く 第3の1の(7)	前段文章と後段文章(ほぼ国の記述どおり)のかき分けについてわかりにくい。整理が必要。	第3の1の(7)	基本計画との整合性をはかるため修正しない。
	協議会	第3の2の(7)	国の計画にはない項目と思うが、森林の適切な管理と瀬戸内海の水質との関連性をもう少し丁寧に記述しないと唐突な感じが否めない。	第3の2の(7)	意見を踏まえて修正

紙の:	第3の3の(2) のイ	計画の趣旨は「瀬戸内海特有の自然景観及び文化的景観の保全」、計画の趣旨と異なる項目をおこす必要は無いのでは。	3030 (2)	基本計画との整合性をはかるため修正しない。
411	第3の3の(2) のウ	上記の趣旨から、一般的な記述ではなく計画の目的にそぐう記述とすべき。	第3の3の(2) のウ	意見を踏まえて修正
414	第3の6	記述が他の項目に比して、具体性を欠いている。重複しても良いから、水質の保全・管理の記述 を参考に内容を充実すべき。	第3の6	基本計画との整合性をはかるため修正しない。
414	第3の7	「岡山県離島振興計画等に基づき環境保全の取組に努める」の記述では具体的な中身が見えな。 い。	第3の7	意見を踏まえて修正
ব্দ	その他	全体を通じて、「連携」という言葉が多用されているが、本来の役割分担を明確にした上で、どう連携するかという記述が必要ではないか。		基本計画との整合性をはかるため修正しない。
₹	第1の40(3)	・・・海岸に漂着して景観の悪化、利用の支障となったり、海底に堆積して水産業に影響を及ぼのすなど・・・・海岸に漂着して景観の悪化、海運や漁業操業の支障となったり、海底に堆積して生態系や 漁業操業に悪影響を及ぼすなど・・・	1 03 00 (5)	意見のとおり修正
44	第1040 (4)	海面漁業の対象種としては、 ⇒漁船漁業の対象種としては	第1の3の(6)	意見のとおり修正
বাদ	第1の4の(4)	「県内の沿岸には、県内産業の中核をなす・・・、海上交通網が形成されている」 ⇒ (水産業等の状況とは、直接関係しない表現であるため、第1の4の(1)の「岡山県の海域」 に移ししてはどうか?)	第1の3の(6)	意見を踏まえて修正
414	第1の4の (5)のア	ルス で	第1の3の(7) のア	意見を踏まえて修正
44	第2の1の (1) 第3 の1の(1) (2ヶ所)	砂浜⇒海浜 (自然海岸には、砂浜だけでなく、岩場なども混在しているため)	第2の1の (1)、第3の1 の(1)	基本計画との整合性をはかるため修正しない。
414	第2の2の (6)	・・・水質が良好な状態で・・・ ⇒・・・水質環境が良好な状態で・・・	第2の2の (6)	基本計画との整合性をはかるため修正しない。
414	第2の2の (7)	・・・養分の供給等・・・ ⇒・・・養分の安定的な供給等・・・	第2の2の(7)	意見のとおり修正
4k	第2の3の (2)	・・・積極的にこれを育てる方向で・・・⇒・・・積極的にこれを保護・繁殖する方向で・・・	第2の3の(2)	基本計画との整合性をはかるため修正しない。
4H	第3の1の (1)	・・・水循環や物質循環を促進する上で・・・ ⇒・・・水循環や物質循環を保全する上で・・・	第3の1の(1)	意見を踏まえて修正 「促進」→「維持」

104	その他	協議会	美第3の1の (7)	・・・環境への配慮についても検討・・・ ⇒・・・環境への配慮についても検討・・・	第3の1の(7)	意見のとおり修正
105	その他	協 議 会	第3の1の (2)	「潮干狩場として浅口市寄島町三郎島」を「浅口市寄島町青佐鼻」に修正されたい	第1の3の(3)	意見を踏まえて修正
106	その他	協議 佘	第3の2の (1)	「住民による廃植物油の適正な再利活用」と記載がありますが、具体的な意図があっての記載なら良いが、住民主体での再利活用は困難だと思われるので、「廃油を家庭排水に流さない」、行政が実施するバイオディーゼル燃料への提供などを想定しているのであれば、「住民による廃食用油や調理くずの適正な処理」という記述でよい。	第3の2の (1)	意見を踏まえて修正
107	その他	協議会	第3の2の(1)	玉島港区の位置が間違っている(地図が古い?)。修正のこと。	第1の3の(2)	意見のとおり修正
108	その他	搬	き 第4の2の表2	「指標2 渡り鳥の飛来数」について、対象としている岡田大池は倉敷市真備町であり、瀬戸内海を対象とした指標としては、不適切である。 また、示された数値は、月3回調査の積算値と思われるが、そのことが示されていない。	第4の2の表2 第4の3の指 標2	意見を踏まえて修正
109	その他	協議会	美 第1の4の (4)	「国際拠点港である水島港」とあるが,水島港は港湾法における「国際拠点港湾」であり,「国際拠点港」という言葉は一般的で無い。	第1の3の(6)	意見のとおり修正
110	その他	協議会	第1の4の (5)	備前市の邑久の塩性湿地→瀬戸内市の邑久の塩性湿地	第1の3の(3) のア	平成28年4月の環境省の重要湿地見直しに伴って 修正
111	その他	市町村	第4の3の指標17	CODに単位を入れるべき	第4の3の指標17	意見のとおり修正
112	その他	国機関	引 第3の2の (1) エ	1行目については以下の修正 河川等においては、多自然護岸〈以下修正なし〉	第3の2の(1) のエ	意見のとおり修正
113	か 色 香	水質部余	第1の4の(5) ア、イ	日生諸島神、倉敷市沿岸部で浮泥が堆積する原因は何でしょうか。児島湾では湾内で海水が停滞しているようなので、浮泥が堆積すると考えられますが、日生諸島神、倉敷市沿岸部では潮流の影響があって、普段は浮泥が溜まりにくいようですので、今回の現象は一過性のものか、何か重大な環境問題なのか関心があります。農林水産総合センターなどで、その原因が解明されていれば、課題として記述してはと思います。もし未解明でしたら、お役にたつかわかりませんが、現地検討などの機会があれば協力させていただければと思います。	第1の4の(7) , ア、イ	浮泥が推積する原因は不明。 県水産研究所では底質の改善について調査研究を 実施しているが、底質悪化の原因究明は行っていな い。 意見を水産研究所に伝える。
114	その他	水質部会	き 第3の8の(2)	農林水産総合センターで、浮泥堆積のモニタリングをされていらっしゃれば追加してはと思います。		水産研究所では浮泥のモニタリングを実施していないため、記載しない。
115	その他	協議会	き 第3の8の(2)	対応の説明にもあったが、海洋生物のモニタリングについて、「定期的に調査をする」という旨 の記載をしてもらいたい。	第3の8の(2)	環境省が瀬戸内海全体を対象に行う調査への協力 や調査の活用、情報の共有化を図ることとしてい る。